|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 社会福祉法人 指導監査 事前提出資料 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（千　葉　市） ver.20230401

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふ　　り　　が　　な  法　　人　　名 |  | | | |  |
| 理 事 長 氏 名 |  | | 年　　　月　　　日就任 | |
| 年　　　月　　　日登記 | |
| 主たる事務所の所在地 | （郵便番号　　　－　　　　）  （連絡先電話番号　　　　　－　　　　　－　　　　　）  （連絡先電子メールアドレス　　　　　　　　　　　＠　　　　　　　　　　　　　） | | | |  |
| 設立認可年月日 | 年　　　　月　　　　日 | 設立登記年月日 | | 年　　　月　　　日 |  |
| 資　産　の　総　額 |  | | | 年　　　月　　　日変更 |  |
| 年　　　月　　　日登記 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記入不要） | | | | | 受　　　付 |  |
|  | 監　査　年　月　日 | | 年　　　月　　　日 |  |  |
| 監査職員名 | 運　営 |  |
|  | 会　計 |  |
|  |  |  |
|  | | | | |

目　　　　　　　　　次

Ⅰ．法人運営に関すること

１　定款及び登記の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　内部管理体制の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・　４

３　評議員・評議員会の状況　　・・・・・・・・・・・・・・　５

４　理事の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

５　監事の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

６　理事会の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

７　会計監査人の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

８　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬　　・・・・・・２１

９　その他　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

Ⅱ．法人の事業に関すること

１　事業一般　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

２．社会福祉事業及び社会福祉充実計画　　・・・・・・・・・２７

３．公益事業　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

４．収益事業　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

Ⅲ．法人の人事及び資産管理に関すること

１．人事管理　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１

２．資産管理　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

Ⅰ　法人運営に関すること

１．定款及び登記の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （定　　款） | １．定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。  　（法第３１条第１項）  　○定款の必要的記載事項が事実と反するものになっていないか。  ２．定款の変更が所定の手続きを経て行われているか。  ○評議員会の特別決議を経て行われているか。  　（法第４５条の９第７項第３号、第４５条の３６第１項）  ○所轄庁の認可を受けているか。また、認可が不要な事項の変更については届出が行われているか。  （法第４５条の３６第２項、第４項）  ３．法令に従い、定款の備置き・公表等がされているか。  　○定款を事務所に備え置いているか。  　（法第３４条の２第１項）  　○定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。（法第５９条の２第１項第１号、規則第１０条第１項）  　○公表している定款は直近のものか。 | いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  はい　いいえ | ※定款の必要的記載事項  目的、名称、社会福祉事業の種類、事務所の所在地、評議員及び評議員会に関する事項、役員の定数その他役員に関する事項、理事会に関する事項、会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る）、資産に関する事項、会計に関する事項、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る）解散に関する事項、定款の変更に関する事項、公告の方法  ※定款の変更状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 議決年月日 | 認可（届出）年月日 | 主な変更内容 | | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |   （注）変更については、前回監査以降のものを記入してください。  ※定款の事務所への備え置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要があるが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、かつ従たる事務所のパソコンにそのデータが保存されている場合は備え置きが不要となる。 |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （登　　記） | １．当該法人が登記しなければならない事項について期限  までに登記がなされているか。（法第２９条第１項、組合等登記令）  ○登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた  場合、２週間以内に変更登記をしているか。  ○資産の総額については、会計年度終了後３か月以内に  変更登記をしているか。 | いる　いない  いる　いない | ※法人等登記状況   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区　分 | 登　記 | 年　　月　　日 | | 法定期限 | | 登　記 | 変　更 | | 法 人 設 立 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | ― | ２週間以内 | | 名　　　称 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | | 理　事　長 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | | 目 的 事 業 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | | 事務所所在地 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | | 存 続 期 間  解 散 事 由 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | | 資 産 総 額 | 有 ・ 無 | 年　　月　　日 | 年　　月　　日 | ３か月以内 | |  |

２．内部管理体制の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （内部管理体制） | １．特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。  　○内部管理体制が理事会で決定されているか。  　（法第４５条の１３第５項）  　○内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。（規則第２条の１６） | いる　いない  いる　いない | ※決定が必要な内部管理体制  ①　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  ②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制  ③　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  ④　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  ⑤　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  ⑥　⑤の職員の理事からの独立性に関する事項  ⑦　監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項  ⑧　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制  ⑨　⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  ⑩　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  ⑪　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |  |

３．評議員・評議員会の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （評議員の選任） | １．評議員は、法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。（法第３９条）  　○定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。  ２．評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。  　○欠格事由に該当する者が選任されていないか。  　（法第４０条第１項）  　○当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。  　（法第４０条第２項）  　○当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。（法第４０条第４項）  　○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。  　○実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。  　○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。  　○暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員として選ばれていないか。 | いる　いない  いない　いる  いない　いる  いない　いる  いない　いる  いない　いる  いない　いる  いない　いる | ※評議員の選任の手続き   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 評議員選任・解任委員会の状況 | | | 委員の構成 | 事務局 | 監事 | | 外部委員 | その他 | | 開催年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | 議　事　録 | 有　　　　　・　　　　　無 | | | 就任承諾書 | 有　　　　　・　　　　　無 | |   ※欠格事由等に該当しないことの確認方法   |  |  | | --- | --- | | 履　歴　書 | 有　　　　　・　　　　　無 | | 誓　約　書 | 有　　　　　・　　　　　無 | | その他の書類 | 有　　　　　・　　　　　無 |   ※評議員会への欠席が続いている評議員及びその理由   |  | | --- | |  | |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （評議員会の  招集・運営） | ３．評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。  ○評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。（法第４０条第３項）  １．評議員会の招集が適正に行われているか。  　○評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。（法第４５条の９第１０項により準用される一般法人法第１８２条）  　○招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。（法第４５条の９第１０項により準用される一般法人法第１８１条第１項、規則第２条の１２）  　○定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。（法第４５条の９第１項）  ２．決議が適正に行われているか。  　○決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。（法第４５条の９第６項）  　○決議が必要な事項について、決議が行われているか。  　　（法第４５条の８第２項）  　○特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。  　　（法第４５条の９第７項）  　○決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。（法第４５条の９第８項） | いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いない　いる | 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていなければならない。  ※定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意  ※評議員会の招集   |  |  | | --- | --- | | 招集通知の発送方法 | □　書面　　□　電子メール等（評議員の承諾　有 ・ 無） | | 招集通知の発送日 | □　評議員会開催の１週間前まで  □　定款で定めた期日（評議員会開催の　　　日前まで）  □　通知の省略（評議員全員の同意　有 ・ 無） | | 招集通知の記載事項 | □　評議員会の日時及び場所  □　評議員会の目的である事項  □　評議員会の目的である事項に係る議案の概要 | | 直近の定時評議員会の召集の時期 | 年　　　　月　　　　日 |   ※決議に必要な評議員数　…　特別の利害関係者を除く評議員の過半数  　決議に必要な賛成数　　…　普通決議　過半数、特別決議　３分の２以上  （ともに定款でそれ以上の割合を定めた場合は、その割合以上）  ※定款に定める事項のほか、評議員会の決議が必要な事項  ①　理事、監事、会計監査人の選任及び解任  ②　理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）  ③　理事等の責任の免除  ④　役員報酬等基準の承認  ⑤　計算書類の承認  ⑥　定款の変更  ⑦　解散の決議  ⑧　合併の承認  ⑨　社会福祉充実計画の承認 |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
|  | ○評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。  　　（法第４５条の９第１０項により準用される一般法人法第１９４条第１項及び第１９５条）  ３．評議員会について、適正に記録の作成、保存を行って  いるか。  ○厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。  （法第４５条の１１第１項、規則第２条の１５）  ○議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。（法第４５条の１１第２項、第３項）  ○評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 | ある　　ない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※議事録の記載事項  ①　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）  ②　評議員会の議事の経過の要領及びその結果  ③　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名  ④　法の規定に基づき評議員会において述べられた下記の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要  　ア　監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見  　イ　監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由  　ウ　会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見  　エ　会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上）  　オ　監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果  　カ　監事による監事の報酬等についての意見  　キ　会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見  　ク　定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見  ⑤　評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称  ⑥　議長の氏名（議長が存する場合に限る。）  ⑦　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  ※評議員会の決議を省略した場合の議事録の記載事項  ①　決議を省略した事項の内容  ②　決議を省略した事項の提案をした者の氏名  ③　評議員会の決議があったものとみなされた日  ④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけではなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならない。  ※理事の評議員会への報告を省略した場合の議事録の記載事項  ①　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容  ②　評議員会への報告があったものとみなされた日  ③　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  　なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はない |  |

評　議　員　名　簿　※既存の評議員名簿の添付でも可

　　（　　　　　年　　　月　　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　　　所 | 年 齢 | 就任年月日 | 任期満了年月日 | 理事及び他の  評議員との親  族関係の有無  （注） | 職　業 | 評議員会へ  の出席回数 | 職員記入欄 | |
| 承  諾  書 | 履  歴  書 |
|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれてはならない。また、理事会評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。（法第４０条第４項及び第５項）

※評議員会の開催状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 出席者数  ／定数 | 議　　　　題 | 欠席者氏名 | 出席理事、監事及び  会計監査人氏名 | 議長氏名 | 議事録署名人  氏　　　　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）前年度及び本年度監査実施前までの開催状況を記載してください。

４．理事の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （定　　数)  （選任及び解任）  （適　格　性） | １．法に規定された員数（６人以上）が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。  ○定款に定める員数が選任されているか。  （法第４４条第３項）  ○定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。（法第４５条の７）  ○欠員が生じていないか。  １．理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。  ○評議員会の決議により選任又は解任されているか。  　　（法第４３条第１項、第４５条の４第１項）  　○理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。（第４５条の４第１項）  １．理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。  　○欠格事由を有する者が選任されていないか。  　　（法第４４条第１項　準用（第４０条第１項））  　○各理事について、特殊の関係にある者が上限（理事総数の３分の１、上限３人）を超えて含まれていないか。（法第４４条第６項）  　○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。  　　（法第１０９条第５項）  　○実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。（審査基準第３の１（３）） | いる　いない  いる　いない  いない　いる  いる　いない  いる　いない  いない　いる  いない　いる  いる　いない  いない　いる | ※理事の解任理由  ①　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  ②　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  ※欠格事由等に該当しないことの確認方法   |  |  | | --- | --- | | 履　歴　書 | 有　　　　　・　　　　　無 | | 誓　約　書 | 有　　　　　・　　　　　無 | | その他の書類 | 有　　　　　・　　　　　無 |   ※理事会への欠席が続いている理事及びその理由   |  | | --- | |  | |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （理　事　長） | ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。  　　（審査基準第３の１（４））  　○暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。  　　（審査基準第３の１（６））  ２．理事として含まれていなければならない者が選任され  ているか。（法第４４条第４項各号）  ○社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。  　○当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。  　○施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。  １．理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。  　○理事会の決議で理事長を選定しているか。  　　（法第４５条の１３第３項）  　○業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。（法第４５条の１６第２項） | いない　いる  いない　いる  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※理事長及び業務執行理事の状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 氏　　　名 | 選　任　年　月　日 | | 理　事　長 |  | 年　　　月　　　日 | | 業務執行理事 |  | 年　　　月　　　日 | |  |

５．監事の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （定　　数)  （選任及び解任） | １．法に規定された員数（２人以上）が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。  ○定款に定める員数が選任されているか。  （法第４４条第３項）  ○定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。（法第４５条の７第２項　準用（同条第１項））  ○欠員が生じていないか。  １．法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されているか。  ○評議員会の決議により選任されているか。  　　（法第４３条第１項）  　○評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。  　　（法第４３条第３項により準用される一般法人法第  ７２条第１項）  　○監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。  （法第４５条の４第１項、第４５条の９第７項第１号）  ２．監事となることができない者が選任されていないか。  　○欠格事由を有する者が選任されていないか。  　　（法第４４条第１項　準用（第４０条第１項））  　○評議員、理事又は職員を兼ねていないか。  　　（法第４４条第２項） | いる　いない  いる　いない  いない　いる  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いない　いる  いない　いる | ※監事の過半数の同意の確認方法   |  |  | | --- | --- | | 同　意　書 | 個　別　　・　　連　名　　・　　無 | | 理事会議事録  （監事の署名） | 有　　　　　・　　　　　無 |   ※欠格事由等に該当しないことの確認方法   |  |  | | --- | --- | | 履　歴　書 | 有　　　　　・　　　　　無 | | 誓　約　書 | 有　　　　　・　　　　　無 | | その他の書類 | 有　　　　　・　　　　　無 | |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
|  | ○監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。  （法第４４条第７項）  ○社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。  　（法第１０９条第５項）  ○実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。（審査基準第３の１（３））  ○地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員（監事）として参加していないか。  　（審査基準第３の１（３））  ○暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。  　（審査基準第３の１（６））  ３．法に定める者が選任されているか。  ○社会福祉事業の経営に識見を有する者及び財務会計について識見を有する者が選任されているか。  　　（法第４４条第５項） | いない　いる  いる　いない  いない　いる  いない　いる  いない　いる  いる　いない | ※監事の資格要件   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 氏　　　名 | 職業・資格等 | | 社会福祉事業の経営に識見を有する者 |  |  | | 財務会計について  識見を有する者 |  |  | |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （職務・義務） | １．法令に定めるところにより業務を行っているか。  　○理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。  　　（法第４５条の１８第１項、第４５条の２８第１項及び第２項、規則第２条の２６から第２条の２８まで、第２条の３１、第２条の３４から第２条の３７まで）  ○理事会への出席義務を履行しているか。  　　（法第４５条の１８第３項により準用される一般法人法第１００条から第１０２条まで） | いる　いない  いる　いない | ※監事監査報告書の内容等（会計監査人非設置法人）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 監事の監査の方法及びその内容 | | | 有　　・　　無 | | 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の  増減の状況を全ての重要な点において適正に表示し  ているかどうかについての意見 | | | 有　　・　　無 | | 監査のため必要な調査ができなかったときは、その  旨及びその理由 | | | 有　　・　　無 | | 追記情報 | 会計方針の変更 | | 有　　・　　無 | | 重要な偶発事象 | | 有　　・　　無 | | 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項 | | 有　　・　　無 | | 監査報告を作成した日 | | | 年　　　月　　　日 | | 特定理事  への通知日  ※右記のいずれか遅い日までに通知 | | 計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日 | (受領)　　年　　　月　　　日  (通知) 　 年　　　月　　　日 | | 計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日 | (受領)　　年　　　月　　　日  (通知) 　 年　　　月　　　日 | | 特定理事及び特定監事が合意により定めた日 | (合意による期日)  (通知) 　 年　　　月　　　日 |   ※監事監査報告書の内容等（会計監査人設置法人）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 監事の監査の方法及びその内容 | | 有　　・　　無 | | 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨） | | 有　　・　　無 | | 重要な後発事象 | | 有　　・　　無 | | 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 | | 有　　・　　無 | | 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 | | 有　　・　　無 | | 監査報告を作成した日 | | 年　　　月　　　日 | | 特定理事及び会計  監査人への通知日  ※右記のいずれか遅い日までに通知 | 会計監査報告書を受領した日から１週間を経過した日 | (受領)　　年　　　月　　　日  (通知) 　 年　　　月　　　日 | | 特定理事及び特定監事が合意により定めた日 | (合意による期日)  (通知) 　 年　　　月　　　日 |   ※事業報告等に係る監査の内容等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 監事の監査の方法及びその内容 | | 有　　・　　無 | | 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 | | 有　　・　　無 | | 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 | | 有　　・　　無 | | 監査のため必要な調査ができなかったときは、その  旨及びその理由 | | 有　　・　　無 | | 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 | | 有　　・　　無 | | 監査報告を作成した日 | | 年　　　月　　　日 | | 特定理事への通知日  ※右記のいずれか遅い日までに通知 | 事業報告を受領した日から４週間を経過した日 | (受領)　　年　　　月　　　日  (通知) 　 年　　　月　　　日 | | 事業報告の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日 | (受領)　　年　　　月　　　日  (通知) 　 年　　　月　　　日 | | 特定理事及び特定監事が合意により定めた日 | (合意による期日)  (通知) 　 年　　　月　　　日 |   ※理事会への欠席が続いている監事及びその理由   |  | | --- | |  | |  |

役員等名簿（理事及び監事）　※既存の役員等名簿の添付でも可

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　年　　　月　　　日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | 氏　　　名 | 住　　　　　所 | 年 齢 | 就任年月日 | 任期満了  年 月 日 | 親族関係  の有無 | 職業 | 資格等（該当に○） | | | | 理事会への  出 席 回 数 | 担当業務 | 職員記入欄 | |
| 承  諾  書 | 履  歴  書 |  |
| 学　識  経験者 | 地域福  祉関係 | 施設長 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注１　学識経験者とは、社会福祉に関する教育・研究を行う者・社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者及び公認会計士・税理士・弁護士等専門知識を有する者を言う。

注２　地域福祉関係者とは、（１）社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員、（２）民生委員・児童委員、（３）社会福祉に関するﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体、親の会等の民間社会福祉団体等の代表者等、（４）医師、看護師、　保健師等保健医療関係者、（５）自治会・町内会・婦人会及び商店会等の役員・その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者をいう。

６．理事会の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （審議状況） | １．理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。  　○権限を有する者が招集しているか。  （法第４５条の１４第１項から第３項まで）  　○各理事及び各監事に対して期限までに召集の通知をしているか。（法第４５条の１４第９項により準用される一般法人法第９４条第１項）  　○招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。（法第４５条の１４第９項により準用される一般法人法第９４条第２項）  ２．理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。  　○決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。（法第４５条の１４第４項）  　○決議が必要な事項について、決議が行われているか。  　　（法第４５条の１３第２項及び第５項）  　○決議において特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。（法第４５条の１４第５項）  　○理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。（法第３１条第５項）  　○書面による議決権の行使が行われていないか。 | いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いない　いる  いない　いる  いない　いる | ※理事会の招集   |  |  | | --- | --- | | 定款又は理事会で定めた招集権限を有する理事の氏名 |  | | 招集通知の発送日 | □　理事会開催の１週間前まで  □　定款で定めた期日（理事会開催の　　　日前まで）  □　通知の省略（理事及び監事全員の同意　有 ・ 無） |   ※審議・決議の状況   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 審議事項 | 決議の  有　無 | 開催の  時　期 | 審議事項 | 決議の  有　無 | 開催の  時　期 | | 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案 |  |  | 多寡な金銭の借り入れ |  |  | | 理事長及び業務執行理事の選定・解職 |  |  | 諸規程の制定改廃 |  |  | | 施設長等重要人事案件 |  |  | 大規模工事等発注契約 |  |  | | 従たる事務所その他の重要な組織の設置等 |  |  | 寄附金の募集等 |  |  | | 内部管理体制の整備  （特定社会福祉法人） |  |  | 合併・解散 |  |  | | 競業及び利益相反取引の承認 |  |  | 残余財産の帰属 |  |  | | 計算書類及び事業報告等の承認 |  |  | 基本財産の処分等 |  |  | | 役員・会計監査人の責任の一部免除 |  |  | 専決事項の事後報告 |  |  | | 事業計画及び（補正）予算の承認 |  |  | その他の重要事項 |  |  | |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （記　　録） | ３．理事への権限の委任は適切に行われているか。  　○理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。（法第４５条の１３第４項）  　○理事に委任される範囲が明確になっているか。  ４．法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告しているか。  　○実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。（法第４５条の１６第３項）  １．法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。  ○法令で定めるところにより議事録が作成されているか。（法第４５条の１４第６項、規則第２条の１７第３項）  ○議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。（法第４５条の１４第６項）  ○議事録が電磁的記録で作成されている場合、 必要な措置をしているか。（規則第２条の１８第１項第１号、第２項）  ○議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。（法第４５条の１５第１項） | いない　いる  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※理事長等専決事項に関する規程の整備状況   |  |  | | --- | --- | | 規程の名称 |  | | 制定年月日 | 年　　　　月　　　　日 |   ※直近１年間の職務執行状況の報告状況   |  |  | | --- | --- | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 | | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |   ※議事録の記載状況   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 内　　　容 | 記録の有無 | 内　　　容 | 記録の有無 | | 開　催　年　月　日 | 有 ・ 無 | 特別の利害関係者の氏名 | 有 ・ 無 | | 開　 催 　場　 所 | 有 ・ 無 | 競業又は利益相反取引を行った理事による報告に対する意又は発言の概要 | 有 ・ 無 | | 開催場所に存しない  理事等の出席方法 | 有 ・ 無 | 理事による不正行為があった場合等の監事の報告に対する意見又は発言の概要 | 有 ・ 無 | | 招集権者以外の理事が招集を請求した場合、その旨 | 有 ・ 無 | 監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見 | 有 ・ 無 | | 招集権者以外の理事が招集した場合、その旨 | 有 ・ 無 | 理事長が議事録署名人とされている場合、理事長以外の出席した理事の氏名 | 有 ・ 無 | | 監事が招集を請求した場合、その旨 | 有 ・ 無 | 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 | 有 ・ 無 | | 議事の経過の要領・結果 | 有 ・ 無 | 議　長　の　氏　名 | 有 ・ 無 |   なお、理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、次の事項を議事録に記載する。  　①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容  　②　①の事項の提案をした理事の氏名  　③　理事会の決議があったものとみなされた日  　④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 |  |

※理事会の開催状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 出席者数  ／定数 | 議　　　　題 | 欠席者氏名 | 出席監事及び  会計監査人氏名 | 議長氏名 | 議事録署名人  氏　　　　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（注）前年度及び本年度監査実施前までの開催状況を記載してください。

７．会計監査人の状況　※会計監査人設置法人のみ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （会計監査人） | １．会計監査人は定款の定めにより設置されているか。  　○特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。（法第３７条）  　○会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。（法第３６条第３項）  　○会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。  ２．法令に定めるところにより選任されているか。  　○評議員会の決議により適切に選任等がされているか。（法第４３条第１項、法第４５条の２第１項）  ３．法令に定めるところにより会計監査を行っているか。  　○省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。  （法第４５条の１９第１項規則第２条の３０）  　○財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。  （法第４５条の１９第２項）  　○会計監査人は、規則に定める期日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しているか。（規則第２条の３２第１項） | いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※会計監査人の設置状況   |  |  | | --- | --- | | 会計監査人の氏名又は名称 | 選　任　年　月　日 | |  | 年　　　月　　　日 |   ※会計監査人の選任等   |  |  | | --- | --- | | 会計監査人として選任できない者でないかの確認 | 有　　・　　無 | | 監事の過半数の同意 | 有　　・　　無 |   ※会計監査報告の内容等   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 会計監査人の監査の方法及びその内容 | | | 有　　・　　無 | | | 監査意見（法人単位の計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかについての意見） | | | □ | 無限定適正意見 | | □ | 除外事項を付した  限定付適正意見 | | □ | 不適正意見 | | □ | 意見不表明 | | 追記  情報 | 継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項 | | 有　　・　　無 | | | 会計方針の変更 | | 有　　・　　無 | | | 重要な偶発事象 | | 有　　・　　無 | | | 重要な後発事象 | | 有　　・　　無 | | | 会計監査報告を作成した日 | | | 年　　　月　　　日 | | | 特定監事及び特定理事への通知日 | | 計算書類の全部を受領した日から  ４週間を経過した日 | 年　　　月　　　日 | | | 計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日 | 年　　　月　　　日 | | | 特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日 | 年　　　月　　　日 | | |  |

８．評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （報　　酬） | １．評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。  　○評議員の報酬等の額が定款で定められているか。  （法第４５条の８第４項により準用される一般法人法第１９６条）  ２．理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。  　○理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。  （法第４５条の１６第４項により準用される一般法人法第８９条）  ３．監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。  　○監事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。  （法第４５条の１８第３項により準用される一般法人法第１０５条第１項）  　○定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。  （法第４５条の１８第３項により準用される一般法人法第１０５条第２項）  ４．会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。  　○会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。  （法第４５条の１９第６項により準用される一般法人法第１１０条） | いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、 実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、 実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれる。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。 |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （報酬等支給  基準）  （報酬の支給）  （報酬等の総額  　の公表） | １．役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定め、公表しているか。  　○理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。  （法第４５条の３５第１項、第２項、規則第２条の  ４２）  　○理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準をインターネットの利用により公表しているか。  　　（法第５９条の２第１項第２号、規則第１０条）  １．役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。  （法第４５条の８第４項により準用される一般法人法第１９６条、第４５条の１６第４項により準用される一般法人法第８９条、法第４５条の１８第３項により準用される一般法人法第１０５条第１項、法第４５条の３５第１項、第２項、規則第２条の４２）  　○評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。  　○役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。  １．役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。  　○理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、インターネットの利用又は財務諸表等電子開示システムにより公表しているか。（法第５９の２第１項、第３号、規則第２条の４１、第１０条） | いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※支給基準の内容   |  |  | | --- | --- | | 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 | 有　　　・　　　無 | | 報酬等の金額の算定方法 | 有　　　・　　　無 | | 支給の方法（支給時期、支給手段等） | 有　　　・　　　無 | | 支給の形態 | 現金支給　　・　　現物支給 | | 評議員会の承認日 | 年　　　月　　　日 |   ※基準作成の際に検討した民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情の内容   |  | | --- | |  |   ※報酬等の支給基準及び報酬等の総額の公表の方法   |  |  | | --- | --- | | 報酬等の支給基準 | インターネット　　・　　その他（　　　　　　　　　　） | | 報酬等の総額 | インターネット　　・　　財務諸表等電子開示システム  ・　　その他（　　　　　　　　　　　　　） | |  |

９．その他

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （情報の公表）  （その他） | １．法令に定める情報の公表を行っているか。  　○法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。  （法第５９条の２、規則第１０条）  １．福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。  　○福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。  （法第７８条第１項） | いる　いない  いる　いない | ※公表すべき事項   |  |  | | --- | --- | | 定　款　の　内　容 | 公　表　　　・　　　未公表 | | 役員報酬等支給基準 | 前頁に記載のとおり | | 計　 算 　書 　類 | 公　表　　　・　　　未公表 | | 役　員　等　名　簿 | 公　表　　　・　　　未公表 | | 現　況　報　告　書 | 公　表　　　・　　　未公表 |     ※第三者評価の受審等の状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 第三者評価の受審 | 有　　　・　　　無 | | | 評　価　機　関 |  | | | 受 審 施 設 名 |  | | | 受 審 年 月 日 | 年　　　　月　　　　日 | | | 公表（予定）年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | 公　表　方　法 | ホームページ　・　事業所内掲示　・　その他（　　　　　　　） | | | サービスの質の向上を  図るための措置の有無  とその具体的内容 | 措置の有無 | 有　　　・　　　無 | | 具体的内容 |  | | ＩＳＯ９００１認証取得 | | 有　　　・　　　無 | | 認証取得施設名 | |  | | 登　　録　　日 | | 年　　　　月　　　　日 | | 有　効　期　限 | | 年　　　　月　　　　日 | | 認 証 機 関 名 | |  | |  |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
|  | ２．福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。  　○福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。  （法第８２条、平成12年6月7日付障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による苦情解決の仕組みの指針について」） | いる　いない | ※苦情解決への取組状況   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 苦情解決に関する規程の名称 |  | | | 苦情解決責任者の設置 | | 有　　・　　無 | | 苦情受付担当者の設置 | | 有　　・　　無 | | 第三者委員の選任 | | 有　　・　　無 | | 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の氏名・連絡先、苦情解決の仕組みの周知 | | 有　　・　　無 | | 受付内容と対応方法の記録 | | 有　　・　　無 | | 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告 | | 有　　・　　無 | | 苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決 | | 有　　・　　無 | | 上記で解決できない場合の第三者委員の立ち会い | | 有　　・　　無 | | 解決結果の公表 | | 有　　・　　無 | | 受付簿（箱） | | 有　　・　　無 | |  |

Ⅱ　法人の事業に関すること

１．事業一般

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （事業一般） | １．定款に従って事業を実施しているか。  　（法第３１条第１項）  　○定款に定めている事業が実施されているか。  　○定款に定めていない事業が実施されていないか。  ２．「地域における公益的な取組」 を実施しているか。  ○社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、 無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。  （法第２４条第２項） | いる　いない  いない　いる  いる　いない | ※定款の必要的記載事項のうち、事業の種類に関するもの  社会福祉事業の種類（第３号）、公益事業の種類（第１１号）、収益事業の種類（第１２号）   |  |  | | --- | --- | | 地域公益取組の内容  （実施していない場合は、その理由） |  | |  |

２．社会福祉事業及び社会福祉充実計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （社会福祉事業）  （社会福祉充実  計画） | １．社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。  　○当該法人の事業のうち主たる地位を占めるもので  　　あるか。  （法第２２条、第２６条第１項、審査基準第１の  １の （１））  ○社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認めら  　れていない使途に充てていないか。  　（審査基準第１の２の （４）、３の（５））    ２．社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。  ○社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。  （法第２５条、審査基準第２の１、２ の（１）、審査要領第２の（３））  １．社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。  ○社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行  われているか。  （法第５５条の２第１１項） | ある　 ない  いない　いる  いる　いない  いる　いない | ※事業活動内訳表 （会計省令第７条第１項第２号ロ （２）（第２号第２様式））中のサービス活動費用計(2)の額について、社会福祉事業の額が合計の額の50%を超えているか。  ※各制度の取扱いについては、 次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照。  ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）  ・「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 （平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び　厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）  ・「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」 （平成12年３月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）  ・「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |  |

３．公益事業　※該当する法人のみ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （公益事業） | １．社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。  （法第２６条第１項）  ○社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。  ○公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。  ○公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | ある　 ない  いない　いる  いない　いる | ※公益事業の対象者該事業の対象者に福祉的な支援の必要な者が含まれているか、 社会福祉の増進に資するもの （福祉人材の育成、 事業者や従事者への支援等） であるか、 収益を上げることを目的とするものでないか。 |  |

４．収益事業　※該当する法人のみ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （収益事業） | １． 法に基づき適正に実施されているか。  　（法第２６条）  ○社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。  ○収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。  ２．法人が行う事業として法令上認められるものであるか。  ○事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。  　 （審査要領第１の３の（５））  ○法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。（審査要領第１の３の（２））  ○当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。  （審査要領第１の３の（２）、（３）） | ある　 ない  いない　いる  いない　いる  ない　 ある  ない　 ある | ※「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」（運用上の取扱い別紙３④）により、確認。 |  |

Ⅲ　法人の人事及び資産管理に関すること

１．人事管理

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （人事管理) | １．法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。  ○重要な役割を担う職員の選任及び解任は、 理事会の決  議を経て行われているか。  （法第４５条１３第４項第５号）  ○職員の任免は適正な手続により行われているか。  　　（法第４５条１３第４項第３号） | いる　いない  いる　いない | ※施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任又は解任を決議した直近の理事会   |  | | --- | | 議決年月日 | | 年　　　月　　　日 | |  |

２．資産管理

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （基本財産）  （基本財産以外の財産） | １． 基本財産の管理運用が適切になされているか。  ○法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、 全て基本財産として定款に記載されているか。  また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。  （法第２５条、審査基準第２の３の（１））  ○所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。  （審査基準第２の（１）ア、イ）  ○基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。  　　（審査基準第２の３の（１））  １．基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。  ○基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、 安全、確実な方法で行われているか。  （審査基準第２の３の（２））  ○その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。  　　（審査基準第２の２の（２）のイ） | いる　いない  いる　いない  　いない　いる  いる　いない  いる　いない  いない　いる | ※法人の資産の状況を、別紙により記入してください。 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 監査指導事項 | 自主点検欄 | 確認内容 | 担当職員記入欄 |
| （株式保有）  （不動産の借用） | １．株式の保有は適切になされているか。  ○株式の保有が法令上認められるものであるか。  （審査基準第２の３の（２）、審査要領第２の （８）  から（１０）まで）  ○株式保有等を行っている場合（全株式の２０％以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。  （審査要領第２の（１１））  １．不動産を借用している場合、適正な手続きを行ってい  るか。  （審査基準第２の１の（１））  ○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共  団体から借用している場合は、国又は地方公共団体  の使用許可等を受けているか。  ○社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共  団体以外の者から借用している場合は、その事業の  存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記が  なされているか。 | ある　ない  いる　いない  いる　いない  いる　いない | ※株式の保有が法令上認められるもの  ① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確に  するため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるもの  に限る。  ② 基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。）  ③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの  ・社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること  ・法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に  参画していること  ・未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計  士又は税理士による確認を受けていること  （注） 次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資  が認められていないことに留意すること。  ・「社会福祉施設が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平  成16年３月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労  働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）  ・「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等に  ついて」（平成27年９月３日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育  て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知） |  |

不動産の状況（その１）

※土地の状況

ア　自己所有地の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地目（登記簿  謄本より記入） | 所　有　地（同左） | 用途（基本財産は  定款と一致） | 面積(登記簿謄本・  定款と一致） | 資産区分 | | 価　格  （財産目録と一致） | 所有権移転  登記年月日 | 抵当権等の状況 | | |  |
| 基本財産 | 運用財産 | 登記年月日 | 担保提供先 | 市長等承認  年月日 |
|  |  |  | ㎡ |  |  | 円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

イ　借地の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地目（登記簿  謄本より記入） | 所　有　地（同左） | 用　途 | 面積（登記簿謄本  ・定款と一致） | 所有権者 | 使用期間 | 契約年月日 | 登記年月日  借地権  地上権  　無償貸与 | 賃借料  ・月額  ・年額 |  |
|  |  |  | ㎡ |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）抵当権等の状況については、すべての抵当権等について、その順位別に記入してください。

不動産の状況（その２）

※建物の状況

ア　自己所有の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用　途 | 構造（登記簿謄本より記入） | 床面積(同左) | 資産区分 | | 価　格  （財産目録と一致） | 所有権移転・  保存登記年月日 | 抵当権等の状況 | | |  |
| 基本財産 | 運用財産 | 登記年月日 | 担保提供先 | 市長等承認  年　月　日 |  | |
|  |  | ㎡ |  |  | 円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

イ　借家の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 用　途 | 構造（登記簿謄本より記入） | 床面積（同左） | 所有権者 | 使用期間 | 契約年月日 | 登記年月日  賃借権  　無償貸与 | 賃借料  ・月額  ・年額 |  |
|  |  | ㎡ |  |  |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）抵当権等の状況については、すべての抵当権等について、その順位別に記入してください。